

令和7年8月
富士宮信用金庫

貸金庫をご利用のお客さまへ

平素は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年、他金融機関にて貸金庫より顧客の金品を窃盗した事件が発生しました。

当金庫ではこれを受け、お客さまに貸金庫を安心してご利用いただくために、貸金庫の副鍵（お客さまがお持ちの鍵を紛失された際などに備えて保管している予備鍵）の保管・管理を「各営業店」から「本部」に変更いたしました。

変更に伴いまして、お客さまが貸金庫の鍵を紛失された際には、副鍵を本部より取り寄せるにあたり、数日を要することになります。

併せて、当金庫では貸金庫規定を令和7年10月1日付にて改定いたします。改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので予めご了承ください。

なお、ご不明な点につきましては、営業店窓口までお問い合わせ下さい。

大変恐縮ではございますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 貸金庫規定改正点

○第1条の2（格納品の範囲）（1）④

変更前 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

変更後 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの（ただし、現金の格納はできません。）

○第5条（貸金庫の開閉等）（3）

変更前 停電、故障等により「カード」による貸金庫開閉ができないときは、当金庫所定の「貸金庫開閉依頼記録簿」に氏名を記入のうえ「カード」とともに窓口へ提出してください。

変更後 停電、故障等により「カード」による貸金庫開閉ができないときは、当金庫所定の「貸金庫開閉依頼記録簿兼副鍵請求書」に署名捺印のうえ「カード」とともに窓口へ提出してください。

2. 改正日

令和7年10月1日

以 上

貸金庫規定

富士宮信用金庫
令和7年10月現在

第1条 (この規定の取引に係る契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

第1条の2 (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石、その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの（ただし、現金の格納はできません。）
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

第2条 (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する5月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第3条 (使用料)

- (1) 当金庫の貸金庫使用料は、貸金庫月割使用料金一覧表に基づいて1年分を前払いするものとし、毎年6月10日（休業日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのおうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により前払いしてください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの前払い分の使用料を月割計算でお返しします。

第4条 (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫の役席が立会のうへ借主が届出の印章（または署名）により封緘し、当金庫が保管します。

第5条 (貸金庫の開閉等)

- (1) 借主または借主があらかじめ届出た代理人に「セーフカード」（以下「カード」という）を発行します。
- (2) 貸金庫の開閉は、借主またはその代理人が「カード」を操作機に挿入し、届出の暗証番号をボタンにより操作のうへ、正鍵を使用して行ってください。
- (3) 停電、故障等により「カード」による貸金庫開閉ができないときは、当金庫所定の「貸金庫開閉依頼記録簿兼副鍵請求書」に署名捺印のうへ「カード」とともに窓口へ提出してください。
- (4) 貸金庫格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。
- (5) 貸金庫の利用後は施錠を確認してください。

第6条 (暗証番号の照合)

貸金庫の開庫に際し、操作機で使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して、開庫その他のお取扱いをしましたうへは、「カード」または暗証番号につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。なお、窓口において、「カード」を確認し、貸金庫開閉依頼記録簿、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうへ取扱いしました場合も同様とします。

第7条 (届出事項の変更等)

- (1) 次の場合には、直ちに書面によって貸金庫設置店舗に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - ① 「カード」または鍵の損傷、喪失、盗難の場合
 - ② 印章の変更、損傷、喪失、盗難の場合
 - ③ 住所、氏名、商号、代表者、組織、代理人等の変更の場合
 - ④ その他この取引に影響のあることが起こった場合
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第8条 (カード、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 「カード」もしくは正鍵を喪失した場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 「カード」または正鍵を喪失、盗難、毀損した場合は、「カード」の再発行、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第9条 (印鑑照合等)

諸届書その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他のお取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、使用された鍵についても当金庫は確認する義務を負いません。

第10条 (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第11条 (反社会的勢力との取引拒絶)

当金庫の貸金庫は、第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫は貸金庫の使用申込み、使用をお断りするものとします。

第12条 (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、「カード」、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、「カード」、正鍵、届出の印章を喪失した場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき。
 - ② 借主について相続の開始があったとき。
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。
 - ④ 店舗の改装、その他の事由があるとき。
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき。
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - オ. その他アからエに準ずる行為
- (4) 第1項から第3項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落としすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明け渡しりが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

第13条 (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第14条 (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第15条 (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

第16条 (保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

第17条 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

貸金庫月割使用料金一覧表

令和7年10月現在

申込月	月数	月割使用料金	備考
6月	12	12,000	
7月	11	11,000	
8月	10	10,000	
9月	9	9,000	
10月	8	8,000	
11月	7	7,000	
12月	6	6,000	
1月	5	5,000	
2月	4	4,000	
3月	3	3,000	
4月	2	2,000	
5月	1	1,000	

上記料金には消費税は含まれていません。

毎年6月10日（休業日の場合は翌営業日）に口座から自動引落しさせていただきます。

以上